

4 策定上の留意事項

1 生活全般にわたる支援の充実について

- ・ 個別の教育支援計画は、本人や保護者が、本人のくらしの質や本人への援助の質を向上させることを目的に、本人・保護者の主体的な参画のもと、支援者や支援機関が協力して策定するものである。したがって、計画の策定に当たっては、学校生活の質の向上を図ることを主にしながらも、医療、保健、福祉等の支援や、帰宅後、長期休業中の家庭での支援など、生活全般にわたる支援の充実を図るものでなければならない。

2 計画策定の対象者について

- ・ 盲・聾・養護学校幼稚部在籍の幼児については策定の対象者となる。
- ・ 病弱養護学校等において、短期入院者（1、2週間から3か月程度）や病気や障害が一時的なもの判断できる児童生徒については、入院が短期であっても、病気や障害に基づく種々の困難への支援が必要であれば計画を策定することが大切である。その判断については、本人・保護者と支援者（機関）が協議の上、行う。

3 計画策定の端緒について

- ・ 小・中学校においては、障害に気付き、障害に基づく困難性が生じて、支援が必要となった時点で策定する。
- ・ 盲・聾・養護学校においては、入学・転学した時点で策定する。
- ・ 入学・転学以前に、個別の支援計画が策定されている場合は、それを引き継いで策定する。

4 評価について

- ・ 評価の時期は、目標を達成するための支援の期間に対応するものであり、あらかじめ設定しておく。ただし、期間内に目標が達成された場合や、転学など主な支援者（機関）が変わる際には評価を行う。

5 計画の引継ぎについて

- ・ 就学や転学の際、元の機関で計画が策定されていない場合には、就学や転学先の機関は、それ以前の機関と連携を図り、本人・保護者とともに計画を策定する。

6 関係機関と連携した支援会議（ケース会議）について

- ・ 計画の策定に係る支援会議（ケース会議）の招集は、必要に応じて主な支援者（機関）が中心になって行う。
- ・ 会議の構成員は対等な立場で協議する。
- ・ 会議においては、協議されたことを取りまとめて計画に反映する。
- ・ 協議の結果取りまとめられた計画については、本人・保護者も含めた関係者全員が共通理解の上、まとめられたものとする。
- ・ 会議の運営には、役割上コーディネーターが当たることが望ましい。
- ・ 支援会議を開催することが難しい場合は、支援会議を実施した場合と同様となるような工夫をして計画を策定する。

7 保護者の主体的な参画について

- ・ 計画は、本人・保護者の個人情報をもとに、本人・保護者や関係機関と連携しながら策定、活用するものであるため、本人・保護者の承諾が得られない場合は、計画は策定できない。
- ・ 計画の活用に当たっては、保護者に対し、年度や学期始め等に、活用の目的、方法等について具体的に説明し、理解を得ることが大切である。

8 個別の教育支援計画と個別の支援計画、個別の指導計画、個別移行支援計画の関係について

- ・ 「個別の支援計画」
平成14年12月に策定された「障害者基本計画」(内閣府)において、障害者については、乳幼児から生涯にわたり一貫して、教育、福祉、医療、労働などの関係機関が連携して一人一人のニーズを把握した個別の支援計画を策定して効果的な支援を行うことが示されている。「個別の教育支援計画」とは、その「個別の支援計画」を教育機関が中心となって策定する場合のものであり、基本的には「個別の支援計画」と同じものである。なお、「重点施策実施5か年計画」(内閣府、平成14年12月)では、平成17年度までに、盲・聾・養護学校において「個別の支援計画」を策定することが明記され、平成15年3月に報告された「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」(文科省調査研究協力者会議)では、「個別の教育支援計画」を小・中学校等も含めて障害のある児童生徒に作成することが示されている。
- ・ 「個別の指導計画」
一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うために、教育課程や指導計画、「個別の教育支援計画」等を踏まえて、自立活動や各教科等で作成するなど、より具体的に一人一人の特別な教育的ニーズに対応して、個々の指導の方法や内容を盛り込んで作成される指導計画である。
現行の盲学校・聾学校及び養護学校学習指導要領において、自立活動における個別の指導計画の作成と重複障害者の指導における「個別の指導計画」の作成が義務付けられている。全国的にみると、自立活動及び重複障害者以外の場合でも、「個別の指導計画」を作成する学校が多くなっている。また、小・中学校の特殊学級等においても、「個別の指導計画」を作成するところが多くなっている。
これに対して、「個別の教育支援計画」は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関等が連携して一人一人のニーズに応じた支援を効果的に実施するための計画であり、「個別の指導計画」とは、その趣旨や内容を異にするものである。比較的長期のプランで作成することが考えられる「個別の教育支援計画」を踏まえて、「個別の指導計画」を作成するという関係になる。
したがって、「個別の教育支援計画」が策定された場合、既存の「個別の指導計画」の様式等について、「個別の教育支援計画」との関連で見直しが必要となる場合がある。
- ・ 「個別の移行支援計画」
いわゆる「個別の移行支援計画」は、学校卒業後の就労や福祉施設入所等の進路全体を視野に入れた支援計画である。在学中の生徒の進路指導の充実のために、企業や施設などとの連携のもとに、本人や保護者の意向を踏まえて、適切な学校卒業後の支援を行うために、生徒一人一人について作成しているので、「個別の教育支援計画」と同様の趣旨で作成されている。
学校卒業後の就労等に当たっての支援において、関係機関との連携や実習の計画、評価など、詳細な計画が必要な場合には、「個別の移行支援計画」を作成し活用することが大切である。

9 障害種別や発達段階への対応について

- ・ 本モデルは、すべての障害種別や発達段階に対応するものであり、各学校においては、統一した様式で活用を図るものとする。ただし、当該児童生徒の実態を把握する項目（「フェイスシート」の「特徴」の一部等）（後述）では、必要に応じて障害種別や発達段階に対応した補完する様式を作成し活用することは考えられる。その際には、「作成・活用例」等を参考とする。

10 記入上の要領について

（１）フェイスシート

- 「氏名・住所等」及び「妊娠・出産・発育の様子」
 - ・ 記載する事項の判断は、必要に応じて本人・保護者が行う。
- 「氏名・住所等」の「主障害」
 - ・ 視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱、言語障害、情緒障害、LD、ADHD、高機能自閉症等を記載する。
- 「氏名・住所等」の「診断名」
 - ・ 医師による診断名を記載する。
- 「氏名・住所等」の「担当教諭」
 - ・ 当該児童生徒の教育について中心になって担当する者の氏名（学級担任等）を記入する。
- 「特記すべき生育歴及びその他の事項」
 - ・ 過去に行った手術に関する事等、フェイスシートの項目に該当しない事項や、詳細な説明が必要な事項について、必要に応じて記載する。
- 「特徴」
 - ・ 「得意なこと、好きなこと、興味・関心の強いこと」及び「苦手なこと、嫌いなこと、さげなければならないこと」以外の項目については、当該児童生徒の状況や障害の特性に応じた項目を各学校に応じて適切に設定し、当該児童生徒の実態について把握している事項を記載する。
 - ・ 必要に応じて、「特徴」を補完する様式を別途作成し、必要事項を記載の上、計画に添付する。
 - ・ 諸検査の結果等については、必要に応じて、「特徴」に適切な項目を設けて記載する。
- 「支援マップ」
 - ・ 本人・保護者に対する支援と各支援者（機関）間の連携の状況について矢印等を用いて表す。
 - ・ 記載事項は、必要に応じて見直す。
- 「フェイスシート」
 - ・ 本人・保護者が記載することを基本とするが、本人・保護者では記載が困難な場合には、関係する支援者（機関）が本人・保護者との相談のもとに記載する。

（２）週間生活スケジュール

- 「週間生活スケジュール」
 - ・ 当該児童生徒の一般的な1週間の生活の流れについて記載する。
 - ・ 記載事項は、必要に応じて見直す。
 - ・ 本人・保護者が記載することを基本とするが、本人・保護者では記載が困難な場合には、関係する支援者（機関）が本人・保護者との相談のもとに記載する。

（３）個別の教育支援計画

- 「本人・保護者の希望」

- ・ 長期的な見通しをもった支援を進める観点から「将来の希望」を記載する。「将来の希望」についてどのくらいの期間を想定するかについては、本人の状況に応じて、適切に設定する。
「課題の設定の理由」
- ・ 当該児童生徒の「課題・支援の目標」における「課題」を設定する理由について、「特徴」や「本人・保護者の希望」と関連付けて記載する。
- ・ 長期的な見通しをもった長期の「支援の目標」を設定し、「支援内容・機関等」においては、長期の目標を達成するための段階的な支援の目標を短期の目標として、両者を関連付けて設定する。
- ・ 目標を達成するための支援の期間は、当該児童生徒に応じて決定する。また、期間内に目標が達成された場合や、転学など主な支援者（機関）が変わる際には目標を見直す。
「課題・支援の目標」
- ・ 評価については、支援の目標（長期）として挙げたそれぞれについて、次ページの短期の目標の評価を踏まえ、総合的な観点から評価した内容を記載する。
「支援内容・機関等」
- ・ 本人・保護者と各支援者（機関）が連携を図り、「支援の目標（短期）」及び「支援内容」を明確にした上で、記載する。
- ・ 計画の策定にかかわった支援者（機関）については、「支援内容・機関等」における「支援機関・連絡先」に記載する。
「支援者（機関）の連携」
- ・ 当該児童生徒についての計画策定や評価に係る会議等、各支援者（機関）間の連携の状況について記載する。
「個別の教育支援計画」
- ・ 本人・保護者と各支援者（機関）が支援会議（ケース会議）等で協議した内容を取りまとめ、学校が記載することが基本となるが、学校や保護者が協力して事前に情報を整理しておく必要がある。

（４）相談・支援の記録

- 「内容・結果」
- ・ 支援者（機関）による教育相談や支援の内容及び結果について記載する。
- 「担当」
- ・ 教育相談や支援を行った支援者又は支援機関の担当者の氏名を記載する。
- 「相談・支援の記録」
- ・ 本人・保護者が記載することを基本とするが、必要に応じて、関係する支援者（機関）が本人・保護者との相談のもとに記載する。